附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　菅　義偉

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第七十一号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○文部科学省令第十一号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条及び第二十条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

文部科学大臣　萩生田光一

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「、通知カード」を「の写し」に、「）１名分」を「）」に改める。

様式第三号中「第４号」を「第１号」に改め、「既に」の下に「保護者等の個人番号カードの写し等又は」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○文部科学省令第十二号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

文部科学大臣　萩生田光一

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二北海道教育大学の項中「、附属釧路小学校」を削り、「附属釧路中学校」を「附属釧路義務教育学校」に改める。

別表第四東北大学の項を削る。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（軽微な修理）	（軽微な修理）
第十条　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。	**第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。
一～七　［略］	一～七　［略］
八　騒音計に係る日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）附属書に掲げる軽微な修理	八　騒音計に係るマイクロホンコードを除くコードの補修又は取替え
九～十二　［略］	九～十二　［略］
2　［略］	2　［略］
（簡易修理）	（簡易修理）
第十一条　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。	**第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。
一～九　［略］	一～九　［略］
十　騒音計に係る日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）附属書に掲げる簡易修理	十　騒音計に係る次に掲げる修理
［削る］	イ　電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
十一　振動レベル計に係る次に掲げる修理	ロ　パッキンの取替え又は清掃
イ　電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの補修又は取替え（外箱を開けて行うものに限る。以下ロ及びハにおいて同じ。）	十一　振動レベル計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
ロ　電池その他の電源部の補修又は取替え	［新設］
ハ　ねじ、パッキン、表示機構の透明覆板、外箱その他の部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与	［新設］